

令和元年 12月 27日

## 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置及び 輸入数量に基づく特別緊急関税の令和元年度（平成 31 年度）における 輸入基準数量等

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の発効に伴い、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 7 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 1 月 1 日以降の令和元年度（平成 31 年度）における第 1 号に係る輸入基準数量及び第 1 号に係る協定対象外輸入基準数量並びに第 2 号に係る輸入基準数量及び第 2 号に係る協定対象外輸入基準数量並びに第 2 項に係る輸入基準数量及び第 2 項に係る協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

### 記

#### 1. 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置（関税暫定措置法第 7 条の 6 第 1 項）

品名	区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
豚肉等	輸入基準数量	276,408 トン	543,034 トン	826,632 トン	1,089,808 トン
	協定対象外輸入基準数量	79,305 トン	158,535 トン	<u>4,958</u> トン	<u>6,610</u> トン

#### 2. 生きている豚及び豚肉等に係る輸入数量に基づく特別緊急関税（関税暫定措置法第 7 条の 6 第 2 項）

（1）第 2 項に係る輸入基準数量 960,648 トン

（2）第 2 項に係る協定対象外輸入基準数量 5,410 トン

### 【備考】

- ・「生きている豚」及び「豚肉等」は、関税暫定措置法第 7 条の 6 第 1 項に規定する物品。
  - ・各協定対象外輸入基準数量は、各物品の全世界からの輸入数量から、経済連携協定の譲許適用物品及び締約国产物品に係る輸入数量を控除した数量を基に算出。
  - ・関税の緊急措置について、第 4 四半期の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、同項第 2 号に規定する当該年度の「第 2 号に係る輸入基準数量」及び「第 2 号に係る協定対象外輸入基準数量」。
- ※下線部は、「生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置及び輸入数量に基づく特別緊急関税の令和元年度（平成 31 年度）における輸入基準数量等」（令和元年 5 月 31 日公表）からの変更箇所。